

【引き下げの要件及び居住費等の負担限度額の詳細】

利用者 負担段階	対象者 (要件1)	預貯金等 基準額(要件2)	食費(1日)	居住費(滞在費)(1日)					
				多床室 (特養等)	多床室 (老健、療養等)	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健、療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
第1段階	・生活保護を受給している方 ・町民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給している方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	町民税非課税世帯に属し、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 (600円)	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階1	町民税非課税世帯に属し、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 (1,000円)	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階2	町民税非課税世帯に属し、合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 (1,300円)	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

- ・合計所得金額については、長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額および公的年金等にかかる雑所得を控除した金額となります。また、給与所得が含まれている場合は、給与所得金額から10万円を差し引いた金額となります。
- ・年金収入額については、課税年金収入額と非課税年金収入額を合算した金額となります。
- ・短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額となります。
- ・65歳未満の方は、収入等に関係なく、預貯金等が1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)を超える場合、給付対象にはなりません。
- ・実際にサービスを利用する際にかかる費用は、施設と契約者との契約内容によって異なる場合があります。
- ・第1～3段階2に該当しない方でも、特例的に第3段階2の負担軽減を受けられる場合があります。詳しくは介護保険課介護保険グループにお問い合わせください。